

概要版



珠洲市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
石川県 珠洲市



1. 計画策定の趣旨と背景

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。また、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定されました。本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、地域全体で子育てを支えあい、市の宝である子どもが健康に育つまちを目指して、平成27年3月に「珠洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

社会全体において、少子化が進んでいく中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや子育て世代の負担軽減のための幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

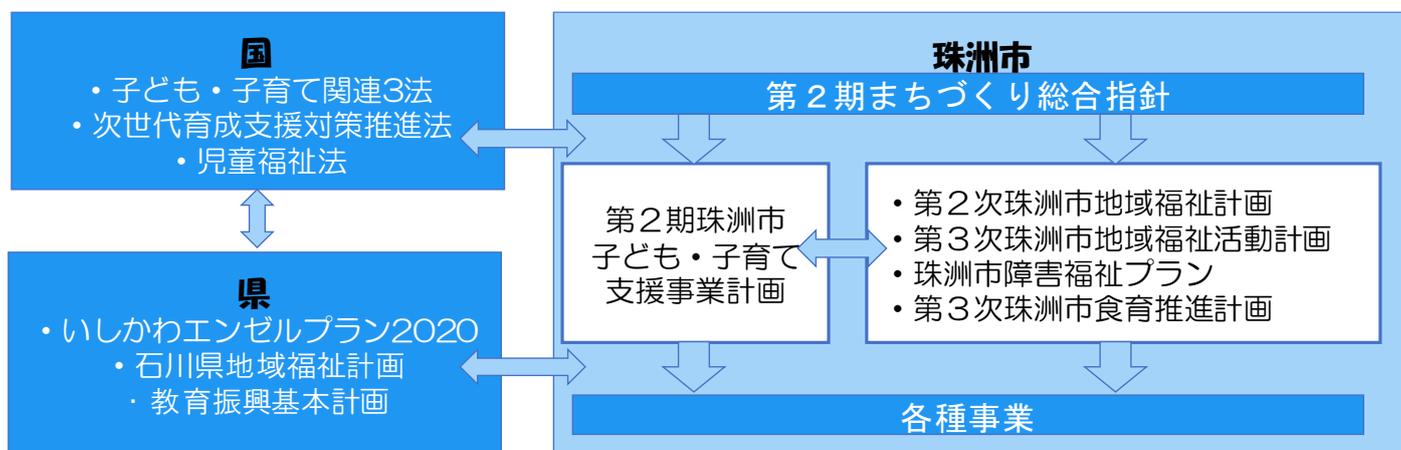
こうした流れを踏まえ、本市の子育て環境の更なる向上を目指し、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、これまで以上に推進・発展させるため「第2期珠洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「珠洲市まちづくり総合指針」を上位計画として位置付けるとともに、本市の関連計画との整合性を図り、策定します。

3. 計画との関係

本計画の策定にあたっては、「日本一幸せを感じられる珠洲市を目指して」をコンセプトに「生き活きと安心して暮らせる活力ある珠洲市づくり」の実現に向けた「第2期珠洲市まちづくり総合指針」及び「第2期珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位に位置付けるとともに、関連する「第2次珠洲市地域福祉計画」「第3次珠洲市地域福祉活動計画」「珠洲市障害福祉プラン」「第3次珠洲市食育推進計画」等の関連計画との整合性を図るものとします。



4. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

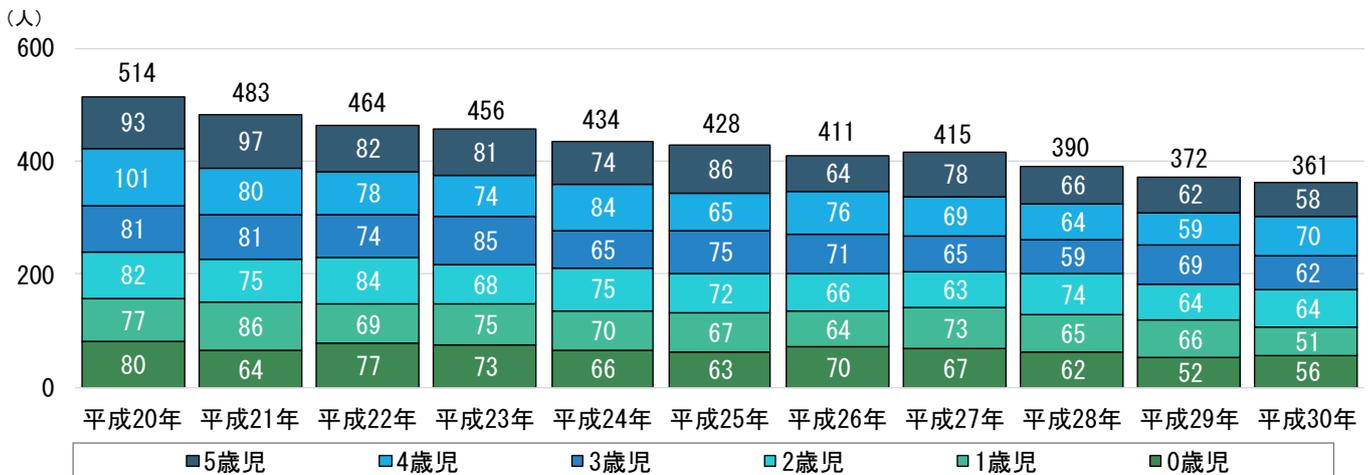
5. 子ども・子育て支援の現状と課題

①人口と子ども人口の推移

本市の人口は平成20年以降も引き続き減少しています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は平成28年に7,501人でしたが、それ以降は減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）は、平成30年には6,584人と減少しています。年少人口（0～14歳）は、平成30年には1,038人と減少しています。

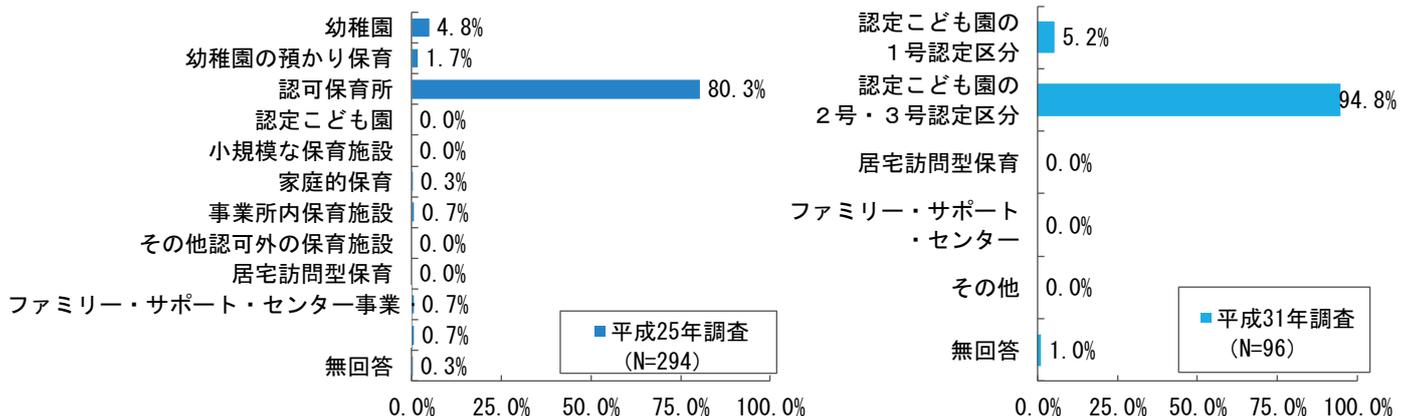


年少人口のうち子ども人口（就学前児童及び小学校児童）は、平成20年以降も引き続き、減少しています。合わせて、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は年々減少しています。



②調査結果からみた子ども・子育てに関するニーズ

利用中の定期的な教育・保育事業は、「認定こども園の2号・3号認定区分」が約9割となっています。



6. 計画の基本的な考え方

本計画は第1期計画の基本理念を踏襲し、以下の基本理念の実現を目指します。

みんなの笑顔で子育てをささえあい
珠洲の宝が健やかに育つ まち

7. 基本視点

施策の立案にあたっては、3つの基本視点に基づいて基本目標や推進施策を計画しました。

基本視点1 子どもは大切な次代を担う市民

子どもには生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。すべての子どもが次の時代を担う、大切な市民として位置づけられ、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、本計画は子どもを大切な市民として尊重する計画とします。

基本視点2 子育て世代が安心して子育てできる環境づくり

子育て世帯の多くは、協力者や相談者がいない等の過度な負担や孤立感、ゆとりのなさ、仕事との両立の困難さ等で、子育ての楽しさを忘れてしまいがちです。子育てをしているすべての父親や母親が、地域社会の中で安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるよう、地域、企業（事業所）、行政が協働して社会全体で応援することを目指します。

基本視点3 地域の子育て力の発掘とネットワークの強化

子育て支援に活用できる施設や人材等の社会資源を掘り起こし、その輪を広げ、つなぎ、子育て家庭を応援することから新しいまちづくりが始まります。今後も、市のあらゆる施策について子どもや子育て家庭からの視点により見直し、相互に連携を図りながら、ネットワーク化を進めます。また、情報通信体制の整備、活用により、子育て情報の共有化を図りながら、家庭、地域、企業（事業所）、行政等がともに子育てに関わる地域社会の構築を目指します。



8. 施策の体系図

基本理念	基本目標	施策
みんなの笑顔で子育てをさせえあい 珠洲の宝が健やかに育つ まち	(1) 地域 みんなで支える 子育て家族	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援ネットワークづくり 4 その他
	(2) 子どもの成長と自立を 支えるまちづくり	1 児童・青少年の健全育成 2 いじめ、不登校、引きこもり等への対策 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 4 子ども会活動の支援 5 青年福祉員制度の活用
	(3) いきいきとした、 楽しい学びの環境づくり	1 児童・生徒の人権の確保 2 次代の親の育成 3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の充実 4 家庭や地域の教育力の向上 5 配慮を要する子どもへの教育の推進
	(4) 子育てと仕事の両立を 支援するまちづくり	1 働き方改革の推進 2 子育てと仕事の両立の推進 3 男女共同参画社会の形成
	(5) 子どもを危険から守る まちづくり	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進 3 防災活動 4 被害に遭った子どもの保護の推進
	(6) 母と子の健やかな 暮らしづくり	1 子どもや母親の健康の確保 2 子育て世帯への家庭訪問 3 「食育」の推進 4 思春期保健対策の充実 5 小児医療の充実 6 不妊治療への支援
	(7) 子育てしやすい 生活環境づくり	1 良質な住宅の確保 2 良好な居住環境の確保 3 安全な交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心まちづくりの推進等
	(8) 要保護児童への 適切な対応	1 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対策の推進 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障害児施策の充実 4 子どもの貧困対策の推進

9. 教育・保育事業のニーズ量見込みと提供体制

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みと提供体制は以下のとおりです。

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1・2歳児
令和2年度	量の見込み	6	177	36	94
	確保方策	27	226	50	132
	特定教育・保育施設	27	226	50	132
	特定地域型保育事業				
	企業主導型保育事業				
	確認を受けない幼稚園				
	確保方策一量の見込み	21	49	14	38
令和3年度	量の見込み	6	169	34	89
	確保方策	27	226	50	132
	特定教育・保育施設	27	226	50	132
	特定地域型保育事業				
	企業主導型保育事業				
	確認を受けない幼稚園				
	確保方策一量の見込み	21	57	16	43
令和4年度	量の見込み	6	161	32	85
	確保方策	27	226	50	132
	特定教育・保育施設	27	226	50	132
	特定地域型保育事業				
	企業主導型保育事業				
	確認を受けない幼稚園				
	確保方策一量の見込み	21	65	18	47
令和5年度	量の見込み	5	153	31	80
	確保方策	27	226	50	132
	特定教育・保育施設	27	226	50	132
	特定地域型保育事業				
	企業主導型保育事業				
	確認を受けない幼稚園				
	確保方策一量の見込み	22	73	19	42
令和6年度	量の見込み	5	146	29	76
	確保方策	27	226	50	132
	特定教育・保育施設	27	226	50	132
	特定地域型保育事業				
	企業主導型保育事業				
	確認を受けない幼稚園				
	確保方策一量の見込み	22	80	21	56

10. 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

	事業内容	単位	推計値				
			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	人	49	47	45	43	40
放課後子ども教室推進事業	全ての子どもに放課後や週末の居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動を行う事業です。	人	137	136	134	133	131
小学1～3年生		人	119	118	116	115	113
小学4～6年生		人	18	18	18	18	18
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。	人日	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	人回	1,291	1,231	1,170	1,110	1,049
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	人日	1,193	1,139	1,086	1,032	978

	事業内容	単位	推計値				
			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	人日	0	0	0	0	0
病児保育事業	病児に対して、病院・保育所等に設けた専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。	人日	19	18	17	17	16
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	人回	660	630	600	570	540
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握をする事業です。	人	44	42	40	38	36
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	人	18	18	18	18	18

珠洲市 第2期子ども・子育て支援事業計画（概要版）
令和2年3月

発行：珠洲市 福祉課

住所：〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2

電話番号：0768-82-7747（子育て支援係）

